

UDC 621.365.48 : 641.542.75-65

JIS

C 9214

電気フィッシュユロースタ

JIS C 9214⁻¹⁹⁹³
(1999 確認)
(2005 確認)

平成 5 年 11 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 47.6.1 改正：平成 5.11.1

官報公示：平成 5.11.15

原案作成協力者：社団法人 日本電機工業会

審議部会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 正田 英介）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

電気フィッシュロースタ

C 9214-1993

Electric fish roasters

1. 適用範囲 この規格は、定格消費電力2 kW以下の箱形の主に家庭用電気フィッシュロースタ（以下、フィッシュロースタという。）について規定する。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS C 0602 保護接地線及び接地側電線の色別並びに端子記号通則

JIS C 2520 電熱用合金線及び帶

JIS C 3301 ゴムコード

JIS C 8303 配線用差込接続器

JIS C 8304 屋内用小形スイッチ類

JIS C 8358 電気器具用差込接続器

JIS K 2240 液化石油ガス（LPガス）

JIS K 5400 塗料一般試験方法

JIS K 7202 プラスチックのロックウェル硬さ試験方法

JIS S 6006 鉛筆及び色鉛筆

2. この規格の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるもので、参考として併記したものである。

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) **フィッシュロースタ** 電熱を利用し、魚など（以下、魚という。）を放射熱によって焼き上げる器具。

(2) **タイムスイッチ** 使用者が使用の都度、操作つまみ、操作ボタンなどを所定の位置に設定し、設定された位置によって決まる時間がたつと発熱体への電流を切るスイッチ。

(3) **焼き網** 魚を載せ、調理物と発熱体とを隔てる網。

(4) **受皿** 魚から出る脂などを受ける皿。

3. 種類 フィッシュロースタは、操作によって分け、表1の2種類とする。

表1 種類

種類	操作
閉閉形	魚を焼き網に載せることと、焼き上がった魚の取り出し操作がふた開閉式のもの。
引出形	魚を焼き網に載せることと、焼き上がった魚の取り出し操作が引出式のもの。

4. 定格電圧及び定格周波数 定格電圧は、単相交流300 V以下とし、定格周波数は、50 Hz/60 Hz共用とする。